

根拠法令	奈良県土採取規制条例（第2条、第12条） 奈良県土採取規制条例施行規則（第8条）	担当課 担当係	景観・自然環境課 採石係 0742-27-8749												
制度の概要	土の採取を行う者について、採取の届出、採取跡地の整備等の規制を行う。														
目的	土の採取に伴う災害を防止し、あわせて県民の生活環境の保全に資することを目的とする。														
対象地域	県内全域														
規制内容	<p>1 知事への届出 埋土、盛土その他の用に供し、又は供させる土の採取（当該採取に係る土を土採取場から搬出することを伴うものに限る）を行おうとする者は、土の採取を行おうとする日の30日前までに、知事に届出なければならない。</p> <p>2 適用除外 (1) 国、地方公共団体その他規則で定める公共的団体の実施する事業に係る事業地において当該国等が行う土の採取 (2) 規則で定める法令に基づく許可、認可等を受け、又は届出をした者が当該許可、認可、届出等に係る事業のため当該事業地において行う土の採取 (3) 通常管理行為として行う土の採取、軽易な土の採取その他の土の採取で規則で定めるもの（土採取場の面積が1,000㎡未満であって、かつ採取する土の数量が2,000㎡未満の規模のもの）</p>														
許可等の基準	奈良県土採取規制条例指導要綱による。 公共の福祉に反しないこと。 1 他人に危害を及ぼさないこと。 2 公共の用に供する施設を損傷しないこと。 3 他の産業の利益を損じないこと。														
手続のフロー図	奈良県土採取規制条例の規定による届出 <table border="1" data-bbox="392 1563 1297 1989"> <tr> <td data-bbox="392 1563 603 1675">届出者</td> <td data-bbox="603 1563 813 1675">市町村</td> <td data-bbox="813 1563 1054 1675">管轄土木事務所</td> <td data-bbox="1054 1563 1297 1675">景観・自然環境課</td> </tr> <tr> <td data-bbox="392 1675 603 1989">届出書</td> <td data-bbox="603 1675 813 1989">意見書 交付 提出</td> <td data-bbox="813 1675 1054 1989">受理 進達</td> <td data-bbox="1054 1675 1297 1989">受理・審査</td> </tr> <tr> <td data-bbox="392 1989 603 2018">←</td> <td data-bbox="603 1989 813 2018">受理通知</td> <td data-bbox="813 1989 1054 2018"></td> <td data-bbox="1054 1989 1297 2018"></td> </tr> </table>			届出者	市町村	管轄土木事務所	景観・自然環境課	届出書	意見書 交付 提出	受理 進達	受理・審査	←	受理通知		
届出者	市町村	管轄土木事務所	景観・自然環境課												
届出書	意見書 交付 提出	受理 進達	受理・審査												
←	受理通知														